

市民意見聴取で提出された意見の内容、それに対する市の考え方及び評価書の変更点

= 評価書を変更した部分

提出された意見の内容	対応する評価書の項目	評価書の該当ページ		評価書の変更	提出された意見に対する評価実施機関の考え方
		個人市民税	固定資産税・都市計画税		
意見 1					
1. 特定個人情報の取得のリスクについて					
(1)情報の取得					
①法令に違反するリスク(利用目的を通知しているか)	Ⅱ 3. ⑤本人への明示	15	12	—	利用目的の通知は当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
②取得の方法・手段によってリスクが異なります。 ・例えば窓口における取得か ・FAX、郵送による取得か ・メール添付による取得か	○入手方法 Ⅱ 3. ②入手方法	15	12	—	特定個人情報の入手方法は当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
	○リスク対策 Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	36, 37	38, 39	—	特定個人情報を入手する際のリスクに対する措置は、当該各項目の措置の内容で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(2)利用・加工					
①システムへの取り込み⇒納品されたデータをアップするだけか、他の手段で行うのか不明であるが、担当者を限定する必要があります。(アクセス者をID、パスワードにより限定が必要です。)	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用	37-39	39-41	—	特定個人情報を使用する際のリスクに対する措置は、当該各項目の措置の内容で明記されているため、評価書の変更は行いません。
②システムへの照会・取得⇒入力する場合は誤入力チェックが行われているか? 複数による誤入力チェックが望ましい。	Ⅲ 2. リスク3：入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	36	38	—	特定個人情報を入力する際のチェック方法については、当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(3)移送・送信					
①移送の手段によってリスクが異なります。(公共交通機関利用、社用車か)	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	40, 41	43	あり	【誤った相手に提供等するリスク】について、「送付先の確認を徹底している」とありますが、徹底している確認内容について具体的な記載に改めます。 【不正な提供・移転が行われるリスク】について、ルールの遵守状況の確認方法に一部記載漏れがあったため、別紙のとおり追記します。
②送信の手段によってリスクが異なります。(専用線、メール添付送信、ストレージの利用)					
2. 委託におけるリスク					
(1)取得した情報の委託					
委託先への情報の移送・送信の手段によってリスクが異なります。 情報を委託先へどんな手段で移送するのか 持参か、公用車か、メール添付か、ストレージ等の利用か	○提供方法 Ⅱ 4. ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	16-21	13-18	—	委託先への特定個人情報ファイルの提供方法は当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
	○リスク対策 Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	39	42	あり	委託元と委託先間の提供に関するルール遵守の確認方法は記載されていますが、提供に関するルールの内容が記載されていないため、別紙のとおり追記します。
(2)委託先の選定・評価					
①委託先は、特定個人情報のリスク管理ができていないか、委託先を評価し選定する必要があります。(必要な安全措置がとられているか)	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	39	41	あり	システム開発保守サービス委託については情報保護管理体制が明記されていますが、その他の委託事務について記載がないものがあるため、別紙のとおり追記します。
②委託契約書には、監査、報告、漏えい事故が発生した場合の報告や再委託の承認等の条項が盛り込まれているか?	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	39, 40	42	—	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	40	42	—	再委託を行う場合の具体的な方法は当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(3)委託先におけるデータの取扱い					
委託した業務が終了した場合のデータ等の取扱い(消去、返還等)について	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	39	42	—	委託先における特定個人情報の消去ルールは当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。

提出された意見の内容	対応する評価書の項目	評価書の該当ページ		評価書の変更	提出された意見に対する評価実施機関の考え方
		個人市民税	固定資産税・都市計画税		
3. システムインフラについて					
(1)端末はデスクトップかノートPCかによりリスク対策が異なります。 ノートPCの場合盗難防止措置(ワイヤーロックや使用しない場合は施錠保管等)	Ⅲ 7. リスク1 ⑤物理的対策	45	46	—	クライアント端末について、セキュリティワイヤを取り付けることを当該項目で明記しているため、評価書の変更は行いません。
(2)漏えい対策 システムの使用しているサーバやPC端末は、OSは何を使用し脆弱性対策はとられているか？ また、ウイルス対策はとられ、最新のパターンファイルに更新が行われているか？	Ⅲ 7. リスク1 ⑥技術的対策	46	47	—	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損を防ぐための技術的対策については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(3)サーバは、システム環境が保たれた場所に設置されているか、(サーバ室、施錠されたラック)	Ⅲ 7. リスク1 ⑤物理的対策	45	46	—	サーバ室の物理的対策については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(4)バックアップの措置が取られているか	Ⅲ 7. リスク1 ⑤物理的対策	45	46	—	特定個人情報の退避データの作成及び保管については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(5)停電や漏水等の対策がとられているか	Ⅲ 7. リスク1 ⑤物理的対策	45	46	—	サーバ室の物理的対策については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
(6)ファイル交換ソフト等の使用制限	Ⅲ 3. リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	39	41	—	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。
	Ⅲ 7. リスク1 ⑥技術的対策	46	47	—	不正プログラム等を防ぐための技術的対策については当該項目で明記されているため、評価書の変更は行いません。

市民意見聴取で提出された意見の内容を受けて評価書を変更する部分（個人市民税に関する事務）

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
Ⅲ ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	39	【千葉市税務システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 ・開発時においては、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 【千葉市税務システム開発保守サービス契約】 ・開発時において、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【その他の委託契約】 ・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認している。	【市民意見による修正】 ・委託の契約形態に応じてそれぞれのリスク対策を記載しました。
Ⅲ ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	39	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。また、「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	【市民意見による修正】 ・提供に関するルールの内容を追記しました。

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
Ⅲ ５．特定個人情報の提供・移転 （委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	40	・<u>庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。</u> ・<u>庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行うこととしている。</u> ・<u>委託先等への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再委託する場合の協議について規定している。</u> ・特定個人情報の提供・移転（以下「提供等」という。）に当たっては、事前に提供等する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。	・特定個人情報の提供等に当たっては、事前に提供等する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。 なお、<u>地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</u> <u>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</u> 【提供について】 ・番号法関係法令で定められた提供先・事項のみを「<u>国と地方団体との税務行政運営上の協力について</u>」（昭和29年9月20日 自乙府発第195号）に基づいて行う。 【移転について】 ・番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行うこととしている。<u>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</u>	【事務所管課による修正】 ・提供と移転を区別しやすいうように記載を分けました。 【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの送信に係るリスクについて追加しました。 【市民意見による修正】 ・ルールの遵守状況の確認方法について追加しました。 【事務所管課による修正】 ・委託先への提供はこの項目の対象外につき削除しました。 ・取扱いの根拠となる文書について明確化しました 【市民意見による修正】 ・ルールの遵守状況の確認方法について追加しました。
Ⅲ ５．特定個人情報の提供・移転 （委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク３：誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	41	【誤った情報を提供等するリスク】 ・提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 ・eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、予め定められた仕様に基づく、データ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・<u>庁内の移転については、事前に協議した項目についてのみ移転している。</u> 【誤った相手に提供等するリスク】 ・納税通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底している。 ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の確認を徹底している。 ・<u>庁内での移転については、協議先にしか情報を移転しない。</u> ・eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、送付先は地方税共同機構に限定されることから、<u>誤った情報を誤った相手に送付することはない。</u>また、<u>送付するデータも予め定められた仕様に基づくデータ連携であるため、誤った情報をやり取りすることはない。</u>	【誤った情報を提供等するリスク】 ・提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 ・eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、予め定められた仕様に基づくデータ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・<u>庁内の移転項目は事前協議済みのものに限っている。</u> 【誤った相手に提供等するリスク】 ・納税通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を<u>2人以上で行う</u>など徹底している。 ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の確認を<u>2人以上で行う</u>など徹底している。 ・<u>庁内での移転先は事前協議済みの部署に限っている。</u> ・eLTAX審査システム、国税連携システムでの連携については、送付先は地方税共同機構に限定されることから、誤った相手に送付することはない。	【事務所管課による修正】 ・表記を改善しました。 【市民意見による修正】 ・リスク対策の記載をより具体的なものに改めました。 【事務所管課による修正】 ・表記を改善しました。

市民意見聴取で提出された意見の内容を受けて評価書を変更する部分（固定資産税・都市計画税に関する事務）

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
Ⅲ ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	41	【千葉市税務システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 ・開発時においては、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 【千葉市税務システム開発保守サービス契約】 ・開発時において、情報セキュリティ総括責任者・管理者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【その他の委託契約】 ・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認している。	【市民意見による修正】 ・委託の契約形態に応じてそれぞれのリスク対策を記載しました。
Ⅲ ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール 内容及びルール遵守の確認方法	42	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実際に検査することができる。	・特定個人情報を提供する際、委託先に日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。また、「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実際に検査することができる。	【市民意見による修正】 ・提供に関するルールの内容を追加しました。
Ⅲ ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	43	・庁外への「提供」は、納税通知書・申告書（償却資産）のみであり、納税義務者・申告者に対してのみ行う。 ・庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行う。 ・委託先等への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再委託する場合の協議について規定している。 ・上記の局面ごとに、提供・移転の当初にリストを作成してなどして提供等する側が情報を絞っている。	・庁外への「提供」は、納税通知書・申告書（償却資産）送付及び地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル（本人確認用）の登録に限っている。 - なお、地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 - ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。 （削除） ・特定個人情報の提供に当たっては、事前に提供する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。	【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加しました。 【市民意見による修正】 ・ルールの遵守状況の確認方法について追加しました。 【事務所管課による修正】 ・当該事務において、特定個人情報の移転は行っていないため削除しました。 【事務所管課による修正】 ・委託先への提供はこの項目の対象外のため削除しました。 【事務所管課による修正】 ・表記を改善しました。

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
Ⅲ 5. リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	43	【誤った情報を提供等するリスク】 ・提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 【誤った相手に提供等するリスク】 ・納税通知書・申告書（償却資産）については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底している。 ・<u>庁内での移転については、協議先にしか情報を移転しない。</u>	【誤った情報を提供するリスク】 ・提供先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 ・<u>地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル（本人確認用）の登録については、アクセス制御されたシステム上でデータを送付しているため、誤った情報が提供されることはない。</u> 【誤った相手に提供するリスク】 ・納税通知書・申告書（償却資産）については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を2人以上で行うなど徹底している。 ・<u>地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル（本人確認用）の登録先はシステムの仕様上限定されており、誤った相手に送付することはない。</u> ・<u>（削除）</u>	【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加しました。 【市民意見による修正】 ・リスク対策の記載をより具体的なものに改めました。 【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加しました。 【事務所管課による修正】 ・当該事務において、特定個人情報の移転は行っていないため削除しました。